

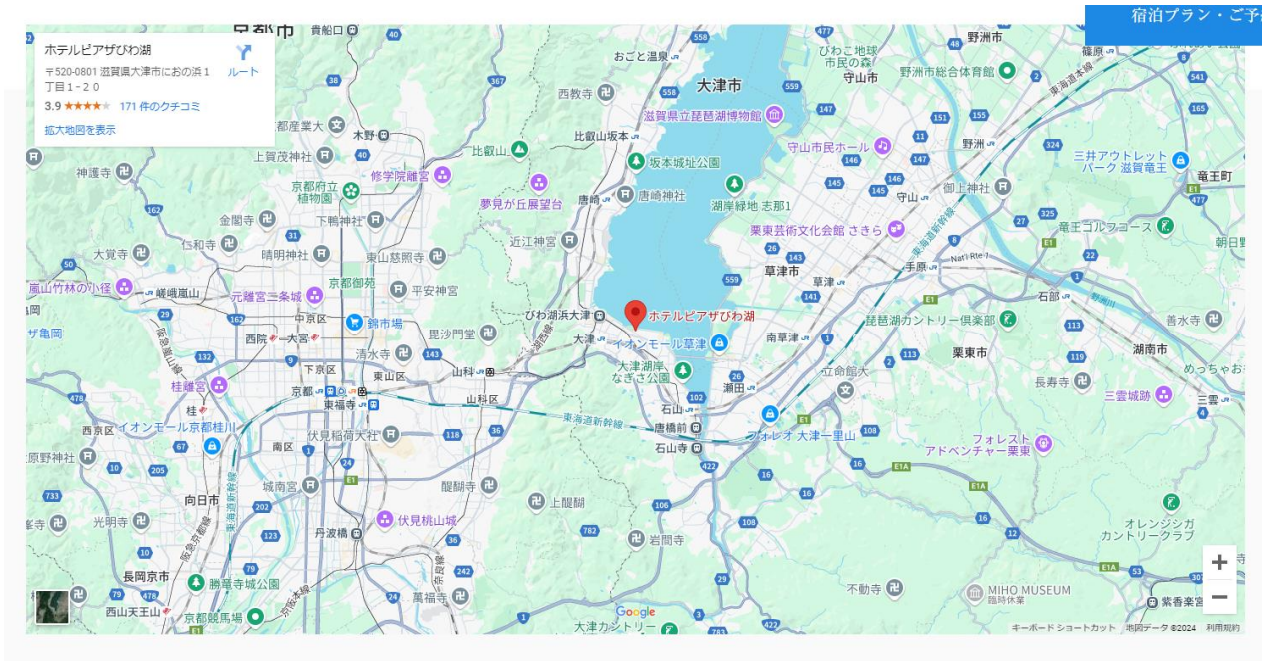
令和6年度 第11号

ピアザ淡海 自家発始動用・制御用蓄電池更新業務仕様書

令和6年 11 月

ピアザ淡海管理組合

所在図



〒520-0801

滋賀県大津市におの浜 1-1-20

TEL : 077-527-9186 FAX:077-521-0521



令和6年度 第11号 ピアザ淡海自家発始動用・制御用蓄電池更新業務仕様書

1. 業務委託名 令和6年度 第11号 ピアザ淡海自家発始動用・制御用蓄電池更新業務
2. 業務場所 大津市におの浜一丁目1番20号 ピアザ淡海 3階屋外機械室
3. 納入期限 令和7年2月28日(金)
4. 概要 ピアザ淡海内に設置されている蓄電池の劣化に伴い、既設蓄電池の撤去・処分および新たな蓄電池の設置を行う。

5. 業務内容

(1) 交換対象機器

鉛蓄電池

新規蓄電池の搬入・据付・調整費	一式
既設撤去費・搬出費	一式
広域処理費	一式
諸経費・管理費	一式

(2) 蓄電池基準品型式・仕様

既設蓄電池

① 触媒栓式鉛蓄電池(始動用)

株式会社GSユアサ製

型式: HS-600E

定格容量: 600Ah(10時間率)

セル数: 12個

公称電圧: DC24V/組

② 触媒栓式鉛蓄電池(制御用)

株式会社GSユアサ製

型式: HS-50-6E×4個

仕様: DC24V 50Ah/10HR

(3) 同等品

上記に示す基準品と同等以上の規格を有する製品であれば可とする。ただし、製品は日本製で新品であること。なお、同等品は既設の蓄電池スペースに収まる寸法であること。

(4) 必要条件

- ア 既設の蓄電池の設置スペースに収まる寸法であること。
- イ 温度センサーは更新のこと。
- ウ 減液センサーは更新のこと。

(5) 仮設用蓄電池

更新業務を実施するにあたり、仮設用蓄電池を設置する必要はない。

(6) 作業時間

作業は平日の昼間に実施すること。

(7) 関係官公庁への諸手続

施工にあたり、関係官公庁およびその他関係機関への届出等を要する場合は、請負者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、担当者へ報告のうえ遅滞なく実施しなければならない。

6. 提出書類

(1) 業務計画書

業務の着手にあたっては下記の書類を作成し担当職員に提出すること。

ア 業務計画書

イ 業務工程表

ウ 緊急連絡体制表

エ 資格者一覧表および資格証（氏名・資格名）

(2) 業務報告書（作業前・作業中・作業後の写真および交換蓄電池の写真等）

完了後すみやかに提出すること。

7. 留意事項

(1) 本業務は関係法令を遵守し、本仕様書により実施すること。ただし、担当者による指示があった場合はこれを優先すること。

(2) 蓄電池交換においては、蓄電池設備整備資格者を有する資格者を配置し施工すること。有資格者証の写しを事前に提出すること。

(3) 本業務に必要な機器、工具、資材等は請負者の負担とする。

(4) 本業務中に設備及び備品に損害を与えた場合は、請負者の責任および負担において、速やかに原状復旧すること。

(5) 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。

(6) 本仕様書に規定されていない事項または解釈に質疑のある事項については担当者と請負者との間でその都度、協議・調整のうえ決定する。

(7) 本業務は、別添契約書および入札説明書等を遵守し施工すること。